

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

無線設備規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

無線設備規則等の一部改正

2 対象品名

NR方式の携帯無線通信を行う無線局の無線設備

3 趣旨及び目的

我が国の移動通信トラヒックは 継続的に増加しており、新たな移動通信ニーズによるトラヒックの更なる増加も想定される中、携帯電話網について、5Gの普及に向けた十分な帯域を確保することを目的とする。

4 施行予定日

令和8年2月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5893

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間